

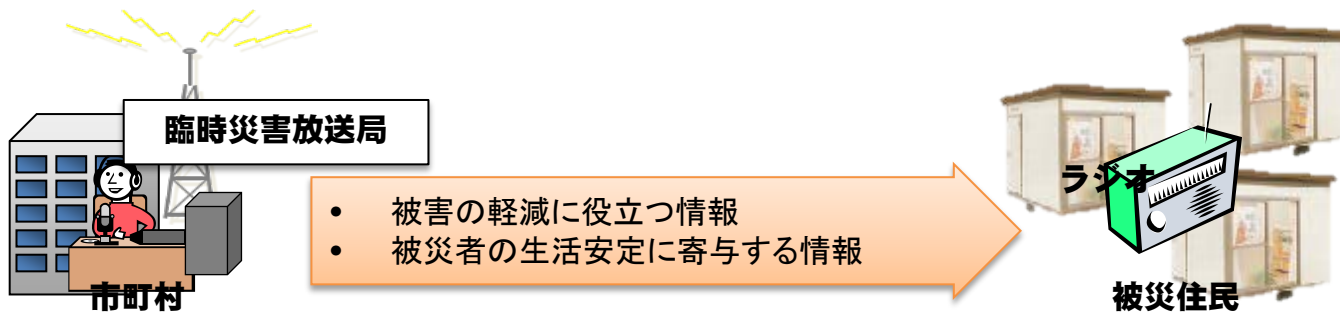
臨時災害放送局用機器の無償貸出し

四国総合通信局では、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、災害時には臨時災害放送局用として、平時には防災訓練等での住民の防災意識の向上や臨時災害放送局開設の事前調査用として、地方公共団体に無償貸出しを行い、災害時における迅速な臨時災害放送局の開設を支援します。

臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、地方公共団体等が臨時かつ一時的に開設するFMラジオ放送局です。

- 東日本大震災において、既存のコミュニティ放送局から移行した局は早期に開設できましたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があったものの、送信所の設置場所の選定、スタジオ、機器、人材、経費等の確保のため、開設までに時間を要しました。
- 災害時に、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるためには、平時から機器調達方法の検討、設置場所の検討、ノウハウの共有化等を進める必要があります。



課題

- 機器調達方法の検討
- 設置場所の検討
- ノウハウの共有化

対策

機器を無償で借受け

- 平時は自治体における送信点調査、運用訓練等に活用
- 災害時は臨時災害放送局として活用

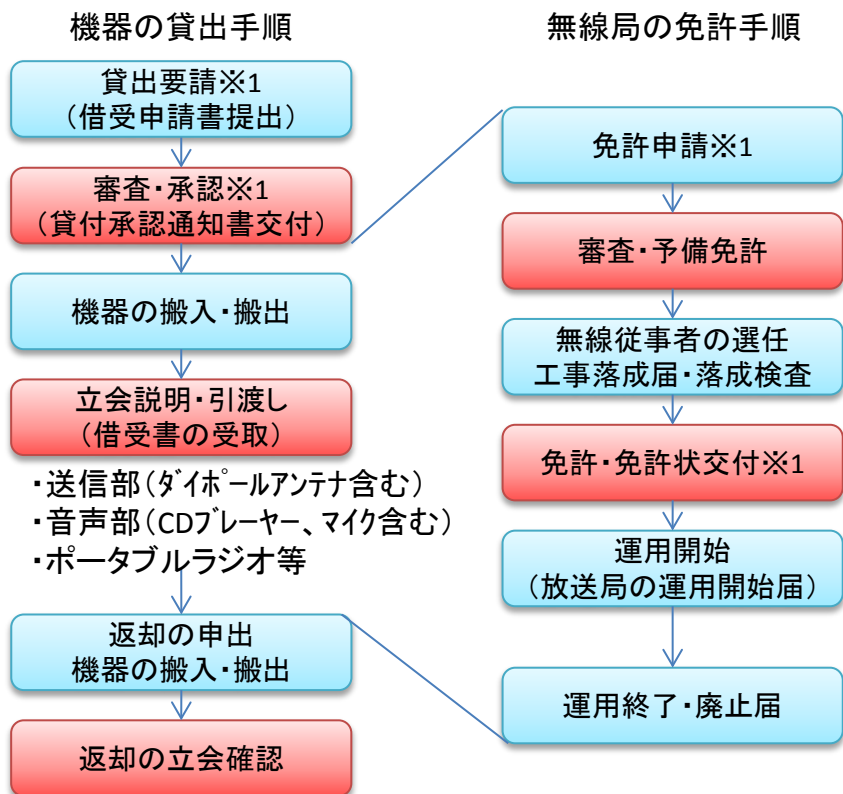
災害時における臨時災害放送局の開設の円滑化

臨時災害放送局の免許の概要

- ◆免許主体 市町村(都道府県)
 - ◆周波数 FM放送の周波数
 - ◆空中線電力 必要に応じて最小限(参考:コミュニティFM放送局は20Wまで)
 - ◆免許の期間 被災者の日常生活が安定するまで
 - ◆免許の方法 ひとまず電話等の口頭で免許(臨機の措置)。落ち着いてから書類処理
- ⇒ 類型としては、①既存のコミュニティFM放送局をいったん休止し、その設備を使用して臨時災害放送局を開設するケース
②市町村(都道府県)が、災害時のみに臨時災害放送局を開設するケース

平時においては、防災訓練等での住民の防災意識の向上や臨時災害放送局開設の事前調査のための実験試験局やイベント放送局としての免許があります。

貸出手順等の概要



※1 災害発生時等の緊急の場合は、貸出要請～承認及び免許申請～免許の
手続を電話等で行い、後刻、文書による手続を行うことが可能です。

※2 貸出期間は原則1年以内。



【貸出申込窓口】

四国総合通信局 放送課

TEL:089-936-5032 FAX:089-936-5014

メール: shikoku-housou@ml.soumu.go.jp